

議案第 4 6 号

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

専決処分書

地方税法第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 12 日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
2 年利根町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

投票所の投票 管理者	〃	12,800	
期日前投票所 の投票管理者	〃	11,300	
開票管理者	1 回の開票管理 につき	10,800	
選挙長	日額	10,800 ただし，選挙会事務に あつては，1 回につき 10,800 円	
投票所の投票 立会人	〃	10,900 ただし，投票立会従事 時間 6 時間未満のもの にあつては 5,450 円	
期日前投票所 の投票立会人	〃	9,600	

を

		ただし、投票立会従事 時間 6 時間未満のもの にあつては 4,800 円	
開票立会人	1 回の開票立会 につき	8,900	
選挙立会人	1 回の選挙会立 会につき	8,900	

」

「

投票所の投票 管理者	〃	14,500	
期日前投票所 の投票管理者	〃	12,800	
開票管理者	1 回の開票管理 につき	12,200	
選挙長	日額	12,200 ただし、選挙会事務に あつては、1 回につき 12,200 円	
投票所の投票 立会人	〃	12,400 ただし、投票立会従事 時間 6 時間未満のもの にあつては 6,200 円	
期日前投票所 の投票立会人	〃	10,900 ただし、投票立会従事 時間 6 時間未満のもの にあつては 5,450 円	
開票立会人	1 回の開票立会 につき	10,100	
選挙立会人	1 回の選挙会立 会につき	10,100	

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。